

告 示

埼玉県告示第二百八十九号

平成十六年埼玉県告示第五百四十一号（水質の汚濁に係る環境基準の類型をあてはめる水域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示文中「第十六条第二項」を「第十六条第二項第二号ロ」に改める。